## 1.3.1_処理施設の概要

### 宇部セメント工場

【産業廃棄物処理施設】

| | |
|---|---|
| 許可の年月日 | 昭和59年6月18日 |
| 許可番号 | 第99号の5 |
| 施設の種類 | 政令第7条第3号　　（汚泥の焼却施設）<br>政令第7条第5号　　（廃油の焼却施設）<br>政令第7条第8号　　（廃プラスチック類の焼却施設）<br>政令第7条第13号の2　（産業廃棄物の焼却施設） |
| 処理する産業廃棄物の種類 | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く）・陶磁器くず、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物 |
| 設置場所 | 山口県宇部市大字小串１９７８番地の７　　（宇部セメント工場） |
| 処理能力 | 汚泥の焼却施設（１号キルン）　2,400㎥/日（24）時間<br>廃油の焼却施設（１号キルン）　400㎥/日（24）時間<br>廃プラスチック類の焼却施設（１号キルン）　600ｔ/日（24）時間<br>産業廃棄物の焼却施設（１号キルン）　4,000ｔ/日（24）時間 |

【一般廃棄物処理施設】

| | |
|---|---|
| 許可の年月日 | 昭和59年6月18日 |
| 許可番号 | 指令廃リ対策第203号 |
| 施設の種類 | ごみ処理施設　　（焼却施設） |
| 処理する一般廃棄物の種類 | 可燃ごみ、不燃ごみ（ばいじん、焼却灰は除く） |
| 設置場所 | 山口県宇部市大字小串１９７８番地の７　　（宇部セメント工場） |
| 処理能力 | 焼却施設　4,000ｔ/日（24時間） |

# 維持管理計画書　(宇部セメント工場)

廃棄物処理施設の維持管理は次の通りとします。

（１）囲い等

ア）部外者がみだりに当該施設内に立ち入るのを防止するため、当社宇部セメント工場施設周辺に囲い・フェンス等を設置する。

イ）宇部セメント工場（西工場）内への入場につき、西門に警備員を常駐させる。また、その他入場口の門扉開閉は西門より行う。

（２）表示等

ア）立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき項目に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な処置を講じる。

イ）立札等が破損した場合は直ちに補修する。

（３）処理能力に見合った処理

ア）廃棄物の量が当該設備の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に計量を実施する。

イ）施設での廃棄物の処理は、当該施設の処理能力を超えないように実施する。

（４）飛散の防止

設備の周囲に囲い・フェンス等を設置するなど必要な措置を講じ、飛散を防止する。

又、容器は密閉した状態で保管し、飛散を防止する。

（５）害虫等の発生防止

廃棄物の処理施設においては、蚊及び蝿等の害虫発生を防止するために、必要に応じ殺虫剤を散布するなどの処置を講ずるとともに、施設内の清掃を保持する。

（６）騒音の防止

必要に応じサイレンサを取り付ける。

（７）振動の防止

ア）十分な基礎重量を確保する。

イ）必要に応じ、振動ゴムを取り付ける。

（８）粉塵の防止

清掃車を運転するなど必要な措置を講じ、施設周辺の清掃を行い粉塵の発生を防止する。

（９）排ガスの検査

別表－１に示す項目の測定を実施する。

ア）セメント焼成炉の煙突から排出されるガスによる生活環境の保全上、支障が生じないようにする。

イ）大気汚染防止法に基づき排ガスの検査を定期的に実施する。

（１０）火災の防止

消火器等を設置し、常に管理を行い所定の能力を発揮できるよう点検整備を行う。

（１１）定期的な点検、機能検査

施設の正常な機能を維持するために、年間１回の定期的な施設停止（３０日程度）を行い定期点検及び修理を実施する。

（１２）日常の設備の維持管理

施設の正常な機能を維持するために、日常点検を実施する。

（１３）記録及び保存

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、セメント焼成炉操作室、または宇部セメント工場事務所内に３年間保存する。

（１４）異常事態の対応

再生施設から飛散する等の異常な事態が生じた場合は、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。

（１５）事故の防止

常に事故を防止するための管理室からのプロセス監視、現場巡回監視および点検を実施する。特に地震、台風、大雨等の際には現場巡回監視を重点的に実施し、飛散や流出等の事故の恐れがある場合には、必要な措置を講ずることにより事故等の発生を未然に防止する。

（１６）使用道路

ア）廃棄物搬入時に使用する一般道路は、朝のラッシュ時を避けて通行する。

イ）廃棄物搬入時に使用する構内道路は、常に清掃し、清潔の保持に努める。

（１７）搬入時における廃棄物の確認

ア）処理契約を結んだもの以外の廃棄物が搬入されないよう排出事業者、運搬業者との連絡体制を確立する。

イ）廃棄物の種類および数量を確認する。

ウ）荷卸しされた廃棄物に不適な物が認められた場合はこれを返却する。

エ）廃棄物の成分表を確認する。

（１８）周辺地域への配慮

処理施設等の維持管理にあたっては周辺住民との調和が取れるよう、敷地境界に面した場所の緑地を整備し、又、環境の整備を図り、周辺地域の生活環境保全に努めます。

（１９）廃棄物の保管を行う場合の措置

ア）トラック進入路を除き囲い又は、フェンスで囲まれた場所に保管します。又、見やすい箇所に廃棄物の保管場所である旨の必要な事項(保管する廃棄物の種類、保管場所の管理者の名称及び連絡先）を表示した掲示板（縦及び横それぞれ 60cm 以上）を設ける。

イ）廃棄物は、飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要に応じ、建家内、又、密閉容器に入れて保管する。

ウ）保管の場所は、ねずみが生息し、及び蚊、はえ等の害虫が発生しないように、必要に応じ殺虫剤を散布するなどの処置を講ずるとともに清掃し、清潔に保つ。

（２０）事故時の対応

事故発生時には、宇部興産株式会社宇部セメント工場の事故及び緊急事態発生時の緊急連絡網に基づいて対応する。

（２１）セメント（再生品）の品質管理

製造したセメントを連続サンプリングし、性状の分析（ＪＩＳに準ずる）を実施して品質の確認および管理を行う。

［別表－１］

排ガスの性状の測定頻度に関する事項

| 項　　目 | 測定内容 | 測定部位 | 測定頻度 |
|---|---|---|---|
| 排ガス<br>（セメント焼成炉） | 硫黄酸化物 | 煙突 | ２ヶ月毎に１回 |
| | 窒素酸化物 | 煙突 | ２ヶ月毎に１回 |
| | ばいじん濃度 | 煙突 | ２ヶ月毎に１回 |
| | 塩化水素 | 煙突 | ６ヶ月毎に１回 |
| | ダイオキシン類 | 煙突 | ３ヶ月毎に１回 |